



SMTB年金ニュース

(平成24年4月26日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

加算型移行に伴う特例措置の期限延長に関する通知

本日（平成24年4月26日）付で標記の通知が改正されておりますのでご案内いたします。

「厚生年金基金の設立認可について」等の一部改正及び「厚生年金基金の財政運営について」等の特例的扱いについて」の一部改正について

（通知は以下のURLからご確認いただけます）

<http://www.sumitomotrust.co.jp/pen/e-mail/pensionnews/120426tuuti.pdf>

1. 改正の内容

中途脱退者の老齢年金給付の支給に関する義務の企業年金連合会への移転について、その財政への影響が大きい代行型基金が、当該影響の小さい加算型へ給付設計を変更する場合に、検討の準備期間として最大で平成24年3月31日までの間、企業年金連合会への移転を停止できるとされていましたが、当該期限を平成26年3月31日へ延長するものです。

2. 補足（特例措置の趣旨）

平成16年法改正によって、企業年金連合会へ移換する中途脱退者に係る基本部分の移換現価率が5.5%から3.2%ベースの率に変更（その後、平成22年4月1日以降は、代行部分は4.1%、基本プラスアルファ部分は2.25%に更に変更）されたことにより、プラスアルファが厚い代行型の厚生年金基金においては、プラスアルファ部分に係る移換金が大きく増加する懸念がありますが、本特例措置により、加算型移行する場合には、移換停止の規約変更を行ってから加算型移行までの間、移換を停止することが可能となります。

なお、移換を停止された中途脱退者は、加算型移行後も企業年金連合会へ移換しないこととなります。

以上

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが下記担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

担当部署：三井住友信託銀行株式会社 年金信託部

電話番号：03-6256-3595